

全国都道府県担当者会議

(子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金)

議事次第

平成22年12月9日(木)
14:00 ~ 16:30
厚生労働省講堂

1. 開会 (健康局長挨拶)

2. 議事

- (1) 予防接種部会の検討状況について
- (2) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の概要について
- (3) 交付金の交付 (交付要綱) について
- (4) ワクチン接種緊急促進基金の管理運営について
- (5) ワクチン接種緊急促進事業の実施について
- (6) その他

3. 質疑応答

4. 閉会

資 料

- 資料 1 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の検討状況について
- 資料 2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について
- 資料 3 - 1 平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について（厚生労働省→都道府県）
- 資料 3 - 2 平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱（厚生労働事務次官通知）
- 資料 4 - 1 ワクチン接種緊急促進基金の管理運営について
- 資料 4 - 2 ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領（厚生労働省健康局長通知）
- 資料 4 - 3 基準単価について（厚生労働省健康局長通知）
- 資料 5 - 1 ワクチン接種緊急促進事業の実施について
- 資料 5 - 2 ワクチン接種緊急促進事業実施要領（厚生労働省健康局長・医薬食品局長連名通知）
- 資料 6 質疑応答集

参考資料

- 1 子宮頸がん等ワクチンの副反応報告状況（平成 22 年度第 8 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（平成 22 年 12 月 6 日開催）資料）
- 2 子宮頸がん等ワクチンの添付文書
- 3 接種スケジュール

資料 1

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の 検討状況について

厚生科学審議会感染症分科会 予防接種部会について

■ 設置の趣旨

- ・ 昨年発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の予防接種については、緊急的対応（国の予算事業として実施）を行ったところであるが、これを契機として、国会等において「予防接種の在り方を全般的に見直すべき」との意見が多数寄せられている。
- ・ そこで、厚生科学審議会感染症分科会に予防接種部会を設置し、有識者による審議を行うこととする。

■ 部会委員 （◎部会長 ○部会長代理）

	飯沼 雅朗	医療法人雅修会 蒲郡深志病院理事長
	池田 俊也	国際医療福祉大学教授
	今村 孝子	山口県健康福祉部長
	岩本 愛吉	東京大学医科学研究所附属先端医療研究センター感染症分野教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
○	岡部 信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
◎	加藤 達夫	国立成育医療センター総長
	木田 久主一	全国市長会副会長・三重県鳥羽市長
	北澤 京子	日経BP社日経メディカル編集委員
○	倉田 毅	富山県衛生研究所長
	黒岩 祐治	ジャーナリスト・国際医療福祉大学大学院教授
	坂谷 光則	独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター院長
	櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授
	澁谷 いづみ	愛知県半田保健所長
	保坂 シゲリ	社団法人日本医師会感染症危機管理対策担当常任理事
	廣田 良夫	大阪市立大学大学院医学研究科教授
	古木 哲夫	全国町村会副会長・山口県和木町長
	宮崎 千明	福岡市立西部療育センター長
	山川 洋一郎	古賀総合法律事務所弁護士

予防接種部会 開催状況①

■ 開催状況

「予防接種部会の設置から、第一次提言とりまとめまで」

- 第1回 平成21年12月25日
議事 : ○ 予防接種制度について
- 第2回 ~ 第4回 平成22年1月15日、1月27日、2月9日
議事 : ○ 新型インフルエンザ対策として緊急に対応が必要であると
考えられる事項について
- 第5回 平成22年2月19日
議事 : ○ 「第一次提言」とりまとめ

平成22年3月12日 閣議決定・法案提出
予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する
特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第54号)
※ 4月14日 参議院本会議で可決
※ 臨時国会に継続審査となるが審議に入っていない

予防接種制度の抜本的な見直しにおいて、 議論が必要と考えられる主な事項

- (1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方
 - ・ 予防接種法の対象となっていない疾病・ワクチンの評価や位置付け
例: Hib(インフルエンザ菌b型)、肺炎球菌、HPV(ヒトパピローマウイルス)、水痘など
- (2) 予防接種事業の適正な実施の確保
 - ・ 国、ワクチン製造販売・流通業者、医療機関(医師)などの関係者の役割分担
 - ・ 予防接種により生ずる健康被害の救済制度、被害認定の方法、不服申し立て
 - ・ 接種の優先順位付けのあり方 等
- (3) 予防接種に関する情報提供のあり方
 - ・ 予防接種の意義や健康被害が生じる可能性等の情報提供のあり方
- (4) 接種費用の負担のあり方
 - ・ 予防接種の果たす役割や特徴等を踏まえた、その費用負担のあり方
- (5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方
 - ・ ワクチンの有効性や安全性に関する調査研究・情報収集・評価の方法を推進する体制
 - ・ 諸外国の予防接種施策に関する検討組織と同様の組織を設けることの必要性
 - ・ その際の機能(権能)、構成メンバー、制度運営に当たる人員等の体制 等
- (6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方
 - ・ ワクチンの研究開発や生産基盤の方策

予防接種部会 開催状況②

「第一次提言とりまとめ以降、有識者からのヒアリングを中心に実施」

- 第7回 4月21日
 - ・ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保
- 第8回 5月19日
 - ・予防接種に係る副反応報告について
 - ・予防接種の医療経済性の評価について
 - ・感染症の発生動向調査について
- 第9回 6月16日
 - ・予防接種に関する評価・検討組織について
 - ・予防接種に関する情報提供のあり方について
- 第10回 6月23日
 - ・予防接種の実施体制について
 - ・予防接種にかかる健康被害救済について
- 第11回 7月7日
 - ・予防接種法の対象となる疾病・ワクチンについて
国立感染症研究所より「ファクトシート（7月7日版）」を提出
- 第12回 8月27日
 - ・ワクチン評価に関する小委員会について
→ ワクチン評価に関する小委員会を設置
 - ・ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて
- 第13回 9月14日
 - ・予防接種に対する考え方について
 - ・予防接種に関する評価・検討組織の有り方について
- 第14回 10月6日
 - ・予防接種部会から意見書を提出
 - ・予防接種に関する情報提供のあり方について
 - ・予防接種事業の適正な実施の確保について（副反応報告についてを含む）
 - ・接種費用の負担のあり方
 - ・ワクチンの研究開発の促進、生産基盤のあり方について
- 第15回 10月29日
 - ・部会において委員等よりいただいたご意見の整理(案)
 - ・費用のあり方に関する議論において特に留意する点
 - ・予防接種にかかる費用について

ワクチン評価に関する小委員会について

1 位置づけ・役割等

- 「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方」について医学的・科学的観点からの検討・とりまとめを行い、部会に提出する。
- 対象疾病の個人や社会に及ぼす影響や、ワクチンの目的や効果等について評価を行うため、
 - ・評価のために必要なデータの収集や検証方法
 - ・評価に際しての手法や判断の視点の明確化を行い、各疾病・ワクチンについての考え方(案)をとりまとめる。

→ 現在までに、計2回開催
(8月27日、10月18日)

■小委員会委員 (○委員長)

- | | |
|---------|--------------------|
| 池田 俊也 | 国際医療福祉大学教授 |
| 岩本 愛吉 | 東京大学医科学研究所教授 |
| ○ 岡部 信彦 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| 倉田 毅 | 富山県衛生研究所長 |
| 廣田 良夫 | 大阪市立大学大学院医学研究科教授 |
| 宮崎 千明 | 福岡市立西部療育センター長 |

2 検討対象の疾病・ワクチン

ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)による感染症、肺炎球菌による感染症、ヒトパピローマウイルス(HPV)による感染症、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、百日せき、ポリオ

予防接種部会意見書(10月6日)

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会においては、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病・ワクチンを含め、今後の予防接種のあり方全般について検討を行っているところであるが、現在、部会の下に小委員会及び作業チームを置いて検討を進めており、その考え方についてとりまとめを行った上で、部会としての提言とすることとしている。

一方、厚生労働省においては、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種促進を念頭においた情報収集、分析を目的とする予算事業を要求しているが、これに加え、他の疾病・ワクチンについても、適宜、予防接種法における定期接種に位置づけることを想定した対応を検討すべきである。

特に、

- ①WHOが全ての地域に向けて接種に関する推奨の勧告を行っており、先進諸国でも実施されているものの、我が国では未実施である
- ②ヘモフィルスインフルエンザ菌b型(Hib)、肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎で乳幼児が死亡し、HPV感染による子宮頸がんで死亡する女性も多い
- ③ワクチンの有効性は高いと評価される
- ④Hib、肺炎球菌は、重度の後遺症の発症頻度が高い

こと、その接種促進に対する国民の要請も高いことから、Hib、肺炎球菌、HPVワクチンは、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきである。

なお、本部会においては、引き続き、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等その他の疾病・ワクチンも検討を進めるとともに、予防接種に関する評価・検討組織の設置についての議論等を行い、今後の予防接種のあり方について提言をとりまとめることとしたい。

平成22年10月6日

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会部会長
加藤 達夫

各疾病・ワクチンについて

ワクチン	患者数 (年間)	重症/後遺症 (年間)	死亡者 (年間)	ワクチンの効能・効果
子宮頸がん予防 ワクチン (HPVワクチン)	子宮頸がん 8,474人 ※子宮の部位不明がん 813人 ※上皮内がんを除く (2005)	子宮頸がんによる死亡者 ※子宮の部位不明がん (2009)	2,519人 1,390人	ヒトパピローマウイルス(HPV)16型及び18型感染による子宮頸癌及びその前駆病変に対する予防
Hibワクチン (Hib(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン)	Hib髄膜炎 (推計) 393~735人 (5歳未満:10万人当たり 7.1~13.3人)	髄膜炎患者のうち 11.1~27.9% ※米国CDCでは20~30% ※聴覚障害等の後遺症	髄膜炎患者のうち 0.4~4.6% ※米国CDCでは3~6%	インフルエンザ菌b型による感染症、特に侵襲性の感染症(髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎など)に対する予防
肺炎球菌ワクチン (小児用)	髄膜炎(推計) 142~155人 髄膜炎以外の侵襲性 感染症(推計) (敗血症、関節炎など) 1,022~1,139人	髄膜炎患者のうち 10% ※聴覚障害等の後遺症	髄膜炎患者のうち 2%	肺炎球菌(血清型4、6B、9V、14、18C、19F及び23F)による侵襲性感染症に対する予防

資料 2

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の概要について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

趣旨

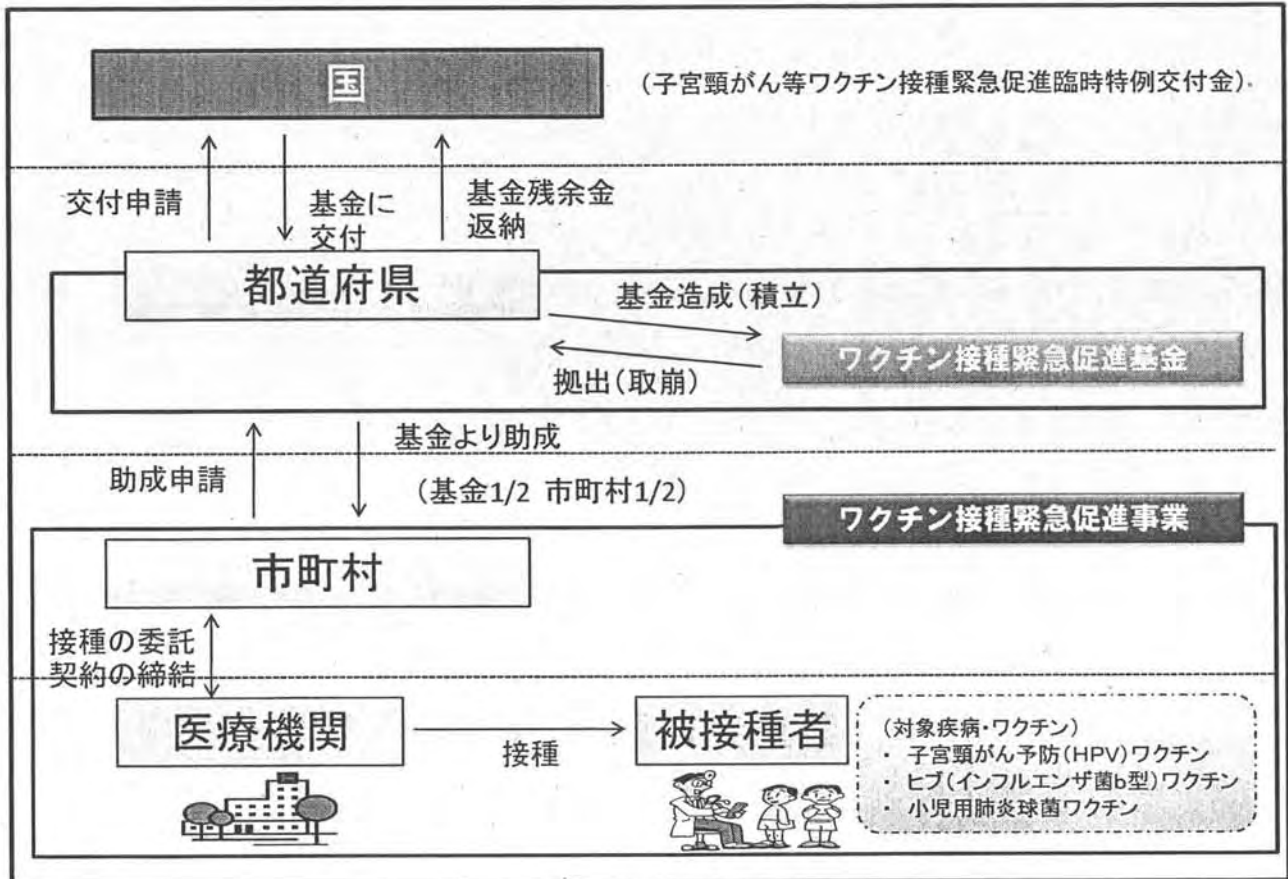
- 予防接種部会における意見書（10月6日）や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。
- これを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひとつおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。

事業概要

■基金の助成範囲等

- 基金の対象疾病・ワクチン : 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- 基金の設置 : 基金は、都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する
- 負担割合 : 国1/2、市町村1/2（都道府県事務費1/2は都道府県負担）
※公費カバー率9割：市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間 : 平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末まで
※補正予算成立日から適用
- その他 : 被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする
※平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げ

事業スキーム(大まかなイメージ)



平成22年度補正予算における積算内訳

積算内訳

総ワクチン接種費用 215,922百万円…①

	平成22年度	平成23年度	合計
・HPV	10,677百万円	58,052百万円	68,729百万円
・ヒブ	4,382百万円	56,086百万円	60,468百万円
・肺炎球菌	6,971百万円	79,753百万円	86,724百万円

※0.9(公費カバー率)を乗じた額

事務費 1,150百万円…②

	平成22年度	平成23年度	合計
・都道府県分	66百万円	202百万円	269百万円
・市町村分	235百万円	647百万円	881百万円

〈公費カバー率0.9の考え方〉

○国として公的負担措置を講ずる範囲としては、現行の予防接種制度(予防接種法の「実費徴収できる」規定)の考え方を踏まえ、児童手当のカバー率(対象児童のいる世帯の9割)等も勘案して、積算上90%のカバー率を設定し、その額の範囲内で助成。

○ただし、市町村において、その実情に応じて柔軟に運用して差し支えない。

補正計上額

$$217,072\text{百万円}(\text{①}+\text{②}) \times \frac{1}{2} = \frac{108,536\text{百万円(国庫負担分)}}{108,267\text{百万円(市町村負担分)} \times 269\text{百万円(都道府県負担分)}} \times$$

※平成22年度分については、地方交付税の追加交付により対応

本事業の接種の対象者について

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【接種対象者】 中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子：3回接種
 （例外として、小学校6年生（12歳相当）の女子も対象とすることも可能〔この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする〕）

標準的な接種パターン

・中学1年生（13歳相当）の女子に3回接種

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）

・中学2年生（14歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子に3回接種

※子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから初回性交渉前に接種することが推奨されること、ワクチンの予防効果の持続期間が確立していないこと等から、専門家の総合的な議論を踏まえ設定

ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

・生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種からおおむね1年の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

・生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から概ね1年後に1回接種（追加）

・1歳以上5歳未満に開始：1回接種

※ヒブワクチンの添付文書に基づき設定

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

・生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

・生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

・生後12か月以上24か月（1歳）未満に開始：2回接種（60日以上の間隔）

・2歳以上5歳未満に開始：1回接種

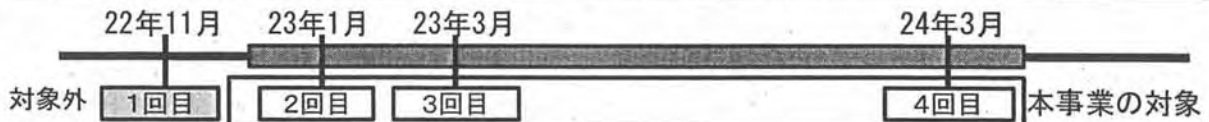
※侵袭性肺炎球菌感染症は24か月未満の小児において最大となること、世界保健機構（WHO）の勧告等を踏まえ設定

※接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能

本事業の対象となる接種の範囲について

【原則】 ※対象となる接種の範囲について、あらかじめ十分な周知が必要

本事業を開始する前に既に1回以上の接種を受けた者は、残りの接種分を本事業の対象とする



24年度の接種は、本事業の対象とならない



【例外】

子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける高校1年生であって、平成22年度に1回以上の接種を受けた者は、平成23年度において高校2年生になっても、引き続き本事業の対象とする。このため、平成22年度に少なくとも1回の接種を受けていただくよう十分な周知が必要。ただし、発熱又は急性の疾患により接種を受けることができなかった場合については、例外的に、平成23年度において高校2年生となっても、引き続き本事業の対象とする



接種パターンについて

子宮頸がん予防ワクチン

平成22年度

中 1 (13歳相当)	中 2 (14歳相当)	中 3 (15歳相当)	高 1 (16歳相当)
1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種	1回接種又は 2回接種

(注)接種開始時
から6か月間
で3回の接種
を行うため、2
か年間で接種

22年度から実施す
る市町村

平成23年度

中 1 (13歳相当)	中 2 (14歳相当)	中 3 (15歳相当)	高 1 (16歳相当)	高 2※ (17歳相当)
3回接種	2回接種又は 1回接種(22年 度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年 度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年 度の残り分)	2回接種又は 1回接種(22年 度の残り分)
3回接種	3回接種	3回接種	3回接種	

22年度から実施し
た市町村

23年度から実施す
る市町村

※ 22年度に高校1年生(16歳相当)の者であって、22年度に1回又は2回の接種を行ったものは、23年度において残りの接種分を対象とする

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

平成22年度

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
3回又は2回 接種(初回) ※1	1回又は2回 接種※2	1回接種	1回接種	1回接種

22年度から実施す
る市町村

平成23年度

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
(3回接種(初 回))※1	1回接種(追 加接種)又は 初回接種の残 り分	(1回接種)	(1回接種)	(1回接種)
3回接種(初 回)※1	1回又は2回 接種※2	1回接種	1回接種	1回接種

22年度から実施し
た市町村

23年度から実施す
る市町村

※1 2か月齢～7か月齢未満の者は3回接種、7か月齢～12か月齢未満の者は2回接種

※2 ヒブワクチンは1回接種、小児用肺炎球菌ワクチンは2回接種

ワクチン接種緊急促進事業の経過的対応について

実施時期

ワクチン接種緊急促進基金を活用したワクチン接種緊急促進事業の実施については、以下に該当する場合は、平成22年11月26日（補正予算成立の日）から別に定める日（平成22年12月31日）までは、その間の経過的な対応として、実施要領に適合するものとして取り扱うことができるものとする。（実施要領第11関係）

- ①市町村を実施主体（医療機関と接種に関する委託契約を締結等していること）とする事業であり、予診票の整備など、実施要領におおむね準じた形で、予防接種の適正実施のための措置が講じられていること（実施要領第3～第6）
- ②予防接種後副反応が医療機関から市町村へ報告される体制が適切に整備されている（実施要領におおむね準じているなど、適切に副反応の報告を市町村が受けるために必要な措置が講じられている）こと（基金管理運営要領第5、実施要領第7）
※当該副反応に係る報告を受けたものについては、別途、厚生労働大臣に提出
- ③予防接種後健康被害救済に関する民間保険（接種を行った医師等の接種行為により生じた健康被害救済を含む）に加入していること（基金管理運営要領第5、実施要領第8）

11月26日
(国の補正予算成立日)

12月〇日
(委託契約書の変更契約日・要領等の改正日)

<ul style="list-style-type: none"> ①実施主体:市区町村 ②副反応報告:市町村に報告 ③健康被害救済:加入 	<ul style="list-style-type: none"> ①実施主体:市区町村 ②副反応報告:厚生労働省に報告 ③健康被害救済:加入
---	---

ワクチン接種緊急促進事業の適用

<ul style="list-style-type: none"> ①実施主体:市区町村 ②副反応報告:未実施 ③健康被害救済:未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ①実施主体:市区町村 ②副反応報告:厚生労働省へ報告 ③健康被害救済:加入
---	---

資料 3 - 1

平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について（厚生労働省→都道府県）

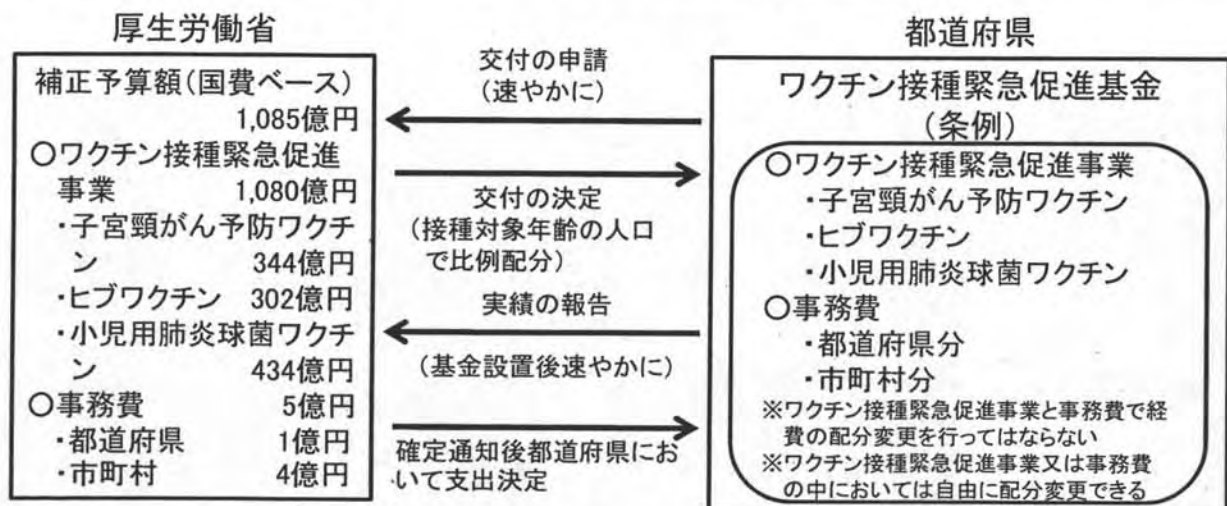
平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について（厚生労働省→都道府県）

交付の対象

「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」に基づいて、都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

適用

平成 22 年 11 月 26 日（平成 22 年度補正予算成立日）



交付額の算定方法

交付額は以下により算出する（算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には切捨て）。

- ① 表の第2欄の種目ごとに、第3欄の基準額に第4欄に掲げる補助率を乗じる。
- ② ①により算出された額の合計額を交付額とする。

1区分	2種目	3基準額	4補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン	$68,729,257 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}$	1/2
	ヒブワクチン	$60,468,012 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1/2
	小児用肺炎球菌ワクチン	$86,724,916 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1/2
事務費	都道府県分	5,720千円	1/2
	市町村分	$881,283 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}$	1/2

資料 3 - 2

平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱
(厚生労働事務次官通知)

厚生労働省発健1126第13号
平成22年11月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進
臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。」）により行うこととされ、平成22年11月26日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施するヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を緊急に促進するため、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して当該予防接種を行う市町村に対して助成することにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」（平成22年11月26日健発1126第8号厚生労働省健康局長通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に掲げる補助率を乗じる。
 - (2) (1)により算出された額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 補助率
ワクチン接種 緊急促進事業	子宮頸がん予防 ワクチン	68,729,257千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}$	1 / 2
	ヒブワクチン	60,468,012千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1 / 2
	小児用肺炎球菌 ワクチン	86,724,916千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1 / 2
事務費	都道府県分	5,720千円	1 / 2
	市区町村分	881,283千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}$	1 / 2

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金の造成にあたり、4に掲げる表の第1欄に定める区分間で経費の配分変更を行ってはならない。
 - (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (7) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。

- (8) 都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。
- (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (10) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7による交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(3)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成23年4月8日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

基金造成経費所要額調書

(単位：円)

区分	種目	基準単価 (A)	当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (B)	全都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (C)	補助率 (D)	算出額 (A*B/C)*D	交付金所要額
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン						
	ヒブワクチン						
	小児用肺炎球菌ワクチン						
事務費	都道府県分						
	市町村分						
合 計							

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

(単位：円)

区分	種目	基準単価 (A)	当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (B)	全都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (C)	補助率 (D)	算出額 (E)=(A*B/C)*D	交付金所要額 (F)	交付決定額 (G)	交付金受入額 (H)	差引過(△)不足額 (H-F)
ワクチン 接種緊急 促進事業	子宮頸がん予防ワクチン						/			
	ヒブワクチン						/			
	小児用肺炎球菌ワクチン						/			
事務費	都道府県分		/	/			/			
	市町村分						/			
合 計										

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

(別紙様式3)

平成 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	入			出					
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 支 出 済 額 交付金相当額 円	う ち 支 出 済 額 交付金相当額 円		
(項) 感染症対策費										
(目) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

資料 4 - 1

ワクチン接種緊急促進基金の管理運営 について

ワクチン接種緊急促進基金の管理運営について

適用

平成22年11月26日（平成22年度補正予算成立日）

基金の設置

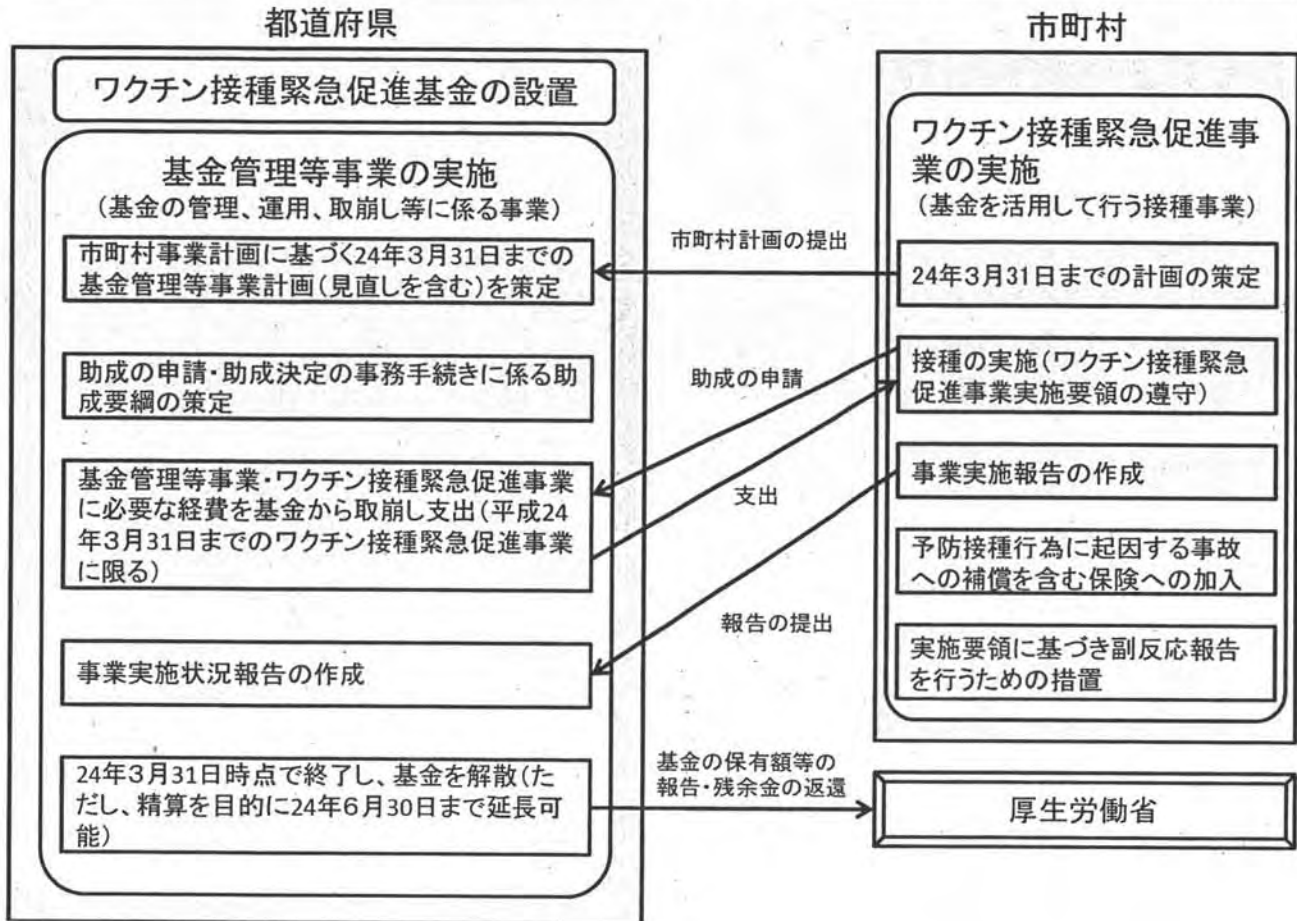
基金は、都道府県が次の事項を条例等において規定し、設置する。

①基金の設置目的、②基金の額、③基金の管理、④ 運用益の処理、⑤基金の処分

〇〇（都道府）県ワクチン接種緊急促進基金条例【参考例】

- (設置の目的)
第一条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、〇〇（都道府）県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- (基金の額)
第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の額とする。
(注) その他以下のような案も考えられる。
案1 基金の額は、△△円とする。案2 基金の額は、予算で定める額とする。案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。
- (管理)
第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- (運用益の処理)
第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- (繰替運用)
第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- (処分)
第六条 基金は、市区町村が行う子宮頸がん等のワクチン接種に係る助成事業の財源に充てる限り、平成〇〇年〇〇月〇〇日までこれを処分することができる。
(注) 基金事業は平成24年3月31日をもって終了とするが、精算を目的に3か月間の延長ができる。
- (委任)
第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
2 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。
(注) 基金事業は平成24年3月31日をもって終了とするが、精算を目的に3か月間の延長ができる。

都道府県と市町村の主な事務



市町村が行うワクチン接種緊急促進事業

- ①ワクチン接種緊急促進事業の実施主体は、市町村とする。
- ②ワクチン接種緊急促進事業は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを対象に実施する。
※事業の開始日及び事業の対象とするワクチン接種は各市町村において決定
- ③事業の実施に当たっては、「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」を遵守する。

(市町村におけるワクチン接種緊急促進事業の実施に係る助成等の条件(抜すい))

- ①健康被害に対応するため、予防接種行為に起因する事故への補償を含む予防接種事故賠償補償保険に加入する。
※全国市長会、全国町村会が窓口となっている「予防接種事故賠償補償保険」以外に、予防接種行為に起因する事故への補償を含む保険(例：互助組合等による保険制度)も含む。
※保険料については、本事業適用開始日以降から対象。
- ②ワクチン接種緊急促進事業による副反応について、実施要領に基づき報告が行われるための措置が講じられている事業であることとする。
※子宮頸がん等予防ワクチンの接種を行った医師が、子宮頸がん等予防ワクチンの接種後に副反応を診断した場合における副反応報告書の提出について、委託契約書に記載し、接種を行う医療機関からの適切な報告体制を確保する。
※子宮頸がん等のワクチンの接種を行っていない医療機関の医師が、子宮頸がん等予防ワクチンの接種後の副反応を診断した場合における副反応報告書の提出について、その協力を求める。

助成額の算定方法

『基準額』と『市町村が支出した額（寄附金その他収入額※）及び実費徴収額を控除した額』を比較して少ない額に補助率1/2を乗じた額を交付額とする

※都道府県による単独助成は含まない

例えば、ワクチンの需要増等により価格が低下した場合等は、その差額（契約額と基準額との差）を活用し、公費カバー率を引き上げていけるようにする運用上の柔軟措置

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	子宮頸がん予防ワクチン接種に要する経費(区分に示す事務費を除く)	1/2
	ヒブワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	ヒブワクチン接種に要する経費(区分に示す事務費を除く)	1/2
	小児用肺炎球菌ワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する経費(区分に示す事務費を除く)	1/2
事務費	市町村事務費	都道府県知事が必要と認めた額	ワクチン接種緊急促進事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料、賃借料、保険料	1/2
	都道府県事務費	5,720千円	基金管理等事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料、賃借料	1/2

基準単価

① 基準単価

子宮頸がん予防ワクチン	15,939円
ヒブワクチン	8,852円
小児用肺炎球菌ワクチン	11,267円

※上記単価は、平成23年4月30日までに事業を開始する市町村に適用。5月1日以降に事業を開始する市町村に適用される単価については、平成23年1月下旬～2月上旬に通知する。

② 基準単価の見直し

上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4か月ごとを目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用3か月程度前に行う。

③ 基準単価の適用

各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。

資料 4 - 2

ワクチン接種緊急促進基金管理運営
要領（厚生労働省健康局長通知）

健発 1 1 2 6 第 8 号
平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成 2 2 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について」（平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日厚生労働省発健 1 1 2 6 第 1 3 号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「ワクチン接種促進基金管理運営要領」を定め、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市区町村に通知されたい。

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領

第1 通則

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理等事業」という。）及び基金を活用して行われるワクチン接種緊急促進事業（以下「ワクチン接種緊急促進事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金管理等事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金管理等事業の実施

① 基金管理等事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、第3の(1)に掲げるワクチン接種緊急促進事業に係る平成24年3月31日までの計画（以下「市町村計画」という。）を策定し、都道府県が別に定める日までに都道府県知事あて報告するものとする。

また、市町村は、市町村計画を変更した場合は、都道府県が別に定める日までに都道府県知事あて報告するものとする。

イ 都道府県は、市町村が策定した市町村計画について、必要に応じ調整を行い、平成24年3月31日までの基金管理等事業に係る計画（以下「都道府県計画」という。）を策定する。

ウ 都道府県は、市町村が市町村計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、都道府県計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

都道府県は、都道府県計画の範囲内で、自らが行う基金管理等事業及び市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

ただし、平成24年3月31日の翌日以降実施したワクチン接種緊急促進事業にかかる経費については、支出できないものとする。

③ 基金管理等事業に係る計画の見直し

都道府県は、市町村計画の変更により、必要に応じて都道府県計画を見直すこと

ができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金管理等事業の中止

都道府県は、基金管理等事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（(4)により繰り入れた運用益を含む。）は、基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① ワクチン接種緊急促進事業は平成24年3月31日をもって終了とする。

また、基金管理等事業は平成24年3月31日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。ただし、平成24年3月31日が到来した時点におけるワクチン接種緊急促進事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成24年3月31日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金管理等事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金管理等事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 精算

ワクチン接種緊急促進事業は、平成24年3月31日までの収支について精算することとする。精算にあたっては、保有額、基金管理等事業にかかる保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した残余金を国庫に返還しなければならない。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。

第3 ワクチン接種緊急促進事業の実施

(1) ワクチン接種緊急促進事業の対象

ワクチン接種緊急促進事業は、ヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）及び小児用肺炎球菌ワクチンを対象とし、事業の実施にあたっては、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成22年11月26日付健発1126第10号厚生労働省健康局長通知及び同日付薬食発第1126第3号厚生労働省医薬食品局長通知の別紙「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）を遵守するものであること。

(2) ワクチン接種緊急促進事業の実施主体

ワクチン接種緊急促進事業の実施主体は、市町村とする。

- (3) 市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請等
- ① 市町村は、ワクチン接種緊急促進事業を実施しようとする場合には、都道府県に対しワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。
 - ② 都道府県は、市町村からワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成決定を行うものとする。
 - ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。
- (4) ワクチン接種緊急促進事業の中止
- ① 市町村は、ワクチン接種緊急促進事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - ② 都道府県知事は①の報告を受けた場合は、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (5) 事業実施報告
- 市町村は、毎年度、ワクチン接種緊急促進事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 助成額の算定方法

基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業の助成額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、当該種目ごとの総事業費から寄付金その他収入額及び実費徴収額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- (3) なお、第3欄に定める種目ごとの基準単価については、別途通知する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	子宮頸がん予防ワクチン接種に要する経費（区分に示す事務費を除く）	1/2
	ヒブワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	ヒブワクチン接種に要する経費（区分に示す事務費を除く）	1/2

	小児用肺炎球菌ワクチン	基準単価×延べ接種回数×0.9	小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する経費（区分に示す事務費を除く）	1/2
事務費	市町村事務費	都道府県知事が必要と認めた額	ワクチン接種緊急促進事業に関する事務のために必要な職員手当（時間外勤務手当に限る）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料、保険料	1/2
	都道府県事務費	5,720千円	基金管理等事業に関する事務のために必要な職員手当（時間外勤務手当に限る）、共済費（賃金に係る社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料	1/2

第5 基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施する場合の助成等の条件
基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施するには、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が基金管理等事業を実施する場合

- ① 基金管理等事業に使用しなければならない。
- ② 基金管理等事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この基金管理等事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 基金管理等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金管理等

事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑤ 基金管理等事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金管理等事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をワクチン接種緊急促進事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村がワクチン接種緊急促進事業を実施する場合

都道府県は、市町村が実施するワクチン接種緊急促進事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① ワクチン接種緊急促進事業に要する各区分ごとの経費の配分については、変更してはならないものとする。
- ② ワクチン接種緊急促進事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ ワクチン接種緊急促進事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ④ ワクチン接種緊急促進事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、ワクチン接種緊急促進事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をワクチン接種緊急促進事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑤ ワクチン接種緊急促進事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、このワクチン接種緊急促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ ワクチン接種緊急促進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、ワクチン接種緊急促進事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ ワクチン接種緊急促進事業により健康被害が生じた場合に対応するため、予防接種行為に起因する事故への補償を含む予防接種事故賠償補償保険に加入するものとする。
- ⑨ ワクチン接種緊急促進事業による副反応について、実施要領に基づき報告が行われるための措置が講じられている事業であること。
- ⑩ 市町村が①から⑨により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑪ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (3) (2)の⑥により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (4) (2) の⑩により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体等に当該基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

(平成22年度交付分)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
ワクチン	円	円	円	円	円
事務費					
合計額 (a)					

(注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、4の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成23年度交付分)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
	円	円	円	円	円
ワクチン					
事務費					
合計額 (a)					

(注1) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、4の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(合計)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
	円	円	円	円	円
ワクチン					
事務費					
合計額 (a)					

(注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

(注3) 合計額(a)は、4の合計額(b)と一致すること。

(注4) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

2 基金運用実績

(平成22年度交付分)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円
ワクチン			
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成23年度交付分)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円
ワクチン			
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(合計)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円
ワクチン			
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

3 基金の解散年月日 (中止又は廃止も含む)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

5 事業実施状況

(1) ワクチン接種緊急促進事業

① ワクチン接種実績（平成22年度分）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

② ワクチン接種実績（平成23年度分）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

③ ワクチン接種実績（合計）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)					中学校1年生(13歳相当)					中学校2年生(14歳相当)					中学校3年生(15歳相当)					高校1年生(16歳相当)					高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)①のa~cと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)①のa~cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)①のa~cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)				中学校1年生(13歳相当)				中学校2年生(14歳相当)				中学校3年生(15歳相当)				高校1年生(16歳相当)				高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~fと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満				7か月齢~12か月齢未満				1歳				2歳				3歳				4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満				7か月齢~12か月齢未満				1歳				2歳				3歳				4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)					中学校1年生(13歳相当)					中学校2年生(14歳相当)					中学校3年生(15歳相当)					高校1年生(16歳相当)					高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1) 接種者数1回は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2) a~cは、5(1)④のa~cと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1) 接種者数1回は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2) a~cは、5(1)④のa~cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数				延べ接種 回数	接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1) 接種者数1回は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2) a~cは、5(1)④のa~cと一致すること。

資料 4 - 3

基準単価について（厚生労働省健康局長通知）

健発 1 1 2 6 第 9 号
平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日健発 1 1 2 6 第 8 号同職通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において、別途通知するとされた基準単価については、下記のとおりとする。

なお、当該単価は、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日から適用することとする。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン	1 5, 9 3 9 円
2. ヒブワクチン	8, 8 5 2 円
3. 小児用肺炎球菌ワクチン	1 1, 2 6 7 円

注 1：上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4ヶ月毎を目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用3ヶ月程度前に行う。

注 2：各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。